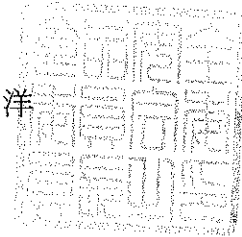




府 食 第 2 9 6 号
令 和 2 年 3 月 2 4 日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

令和2年3月18日付け元消安第5409号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項については、下記の理由から、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

1. 馬を対象とする飼料（以下「馬用飼料」という。）の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の基準（牛を対象とする飼料（以下「牛用飼料」という。）と同じ基準値）を設定することについて

γ -BHC、BHC（ α -BHC、 β -BHC、 γ -BHC 及び δ -BHC の総和をいう。）、DDT（DDD 及び DDE を含む。）、アルドリン及びディルドリン（総和をいう。）、エンドリン、ヘプタクロル

馬用飼料の成分規格として、上記農薬の飼料中の基準を設定することについては、牛用飼料が馬用飼料として使用されている実態があることを踏まえ、新たに規制を導入するものであることから、これにより基準設定以前と比較して、人の健康に悪影響を及ぼすとは考え難い。

2. 馬用飼料に用いることができる次の飼料添加物に係る製造の方法等の基準を設定することについて

(1) ギ酸及びグルコン酸カルシウム

ギ酸の塩であるギ酸カルシウム及び二ギ酸カリウム並びにグルコン酸カルシウムについては、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において、飼料添加物として適切に使用された場合、「食品を介して人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」としており、かつ、この評価に影響を与える新たな科学的知見は得られていない。

したがって、これらの飼料添加物の対象飼料に馬用飼料を追加することにより、食品安全上の新たな懸念を生じさせるとは考え難い。

(2) バチルス サブチルス (その1)、バチルス サブチルス (その2)、バチルス サブチルス (その3)、クロストリジウム ブチリカム (その1)、ラクトバチルス アシドフィルス (その3) 及びラクトバチルス アシドフィルス (その5)

バチルス サブチルス、クロストリジウム ブチリカム、ラクトバチルス アシドフィルスについては、既に牛、豚等を対象として基準が設定されている生菌剤であり、食品中に残留が懸念されるものではなく、ヒトへの安全性について懸念を示す科学的知見はない。

したがって、これらの飼料添加物の対象飼料に馬用飼料を追加することにより、食品安全上の新たな懸念を生じさせるとは考え難い。

3. 馬用飼料に含むことができる、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする馬用飼料の成分規格及び製造の方法等の基準を、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料と同様に設定することについて

今般の改正で馬用飼料に利用可能なものとして設定される動物由来たん白質は、プリオン病の自然発症事例がない豚、鶏及びうずらに利用可能なものとして既に設定されているものであり、これらの動物と同様、馬にプリオン病の自然発症事例は報告されていないことから、これにより人の健康に悪影響を及ぼすとは考え難い。

以 上